

農業食料工学会東北支部表彰規程

(平成 5 年 8 月制定)
(平成 6 年 7 月改定)
(平成 13 年 8 月改定)
(平成 14 年 8 月改定)
(平成 20 年 8 月改定)
(平成 25 年 8 月改定)
(令和元年 8 月改定)
(令和 3 年 8 月改定)

- 第 1 条 農業食料工学会東北支部(以下、「支部」という。)に、支部学術賞、支部功績賞、支部奨励賞(以下それぞれ「学術賞」、「功績賞」、「奨励賞」という。)を設ける。
- 第 2 条 学術賞は、(一社)農業食料工学会及び本支部の目的とする分野における優れた学術的業績に対して授与する。本賞に関わる業績は(一社)農業食料工学会誌、農業食料工学会東北支部報、国際学会誌、大学紀要、試験場報告等に掲載された報文とする。
- 第 3 条 功績賞は、支部の発展のために顕著な功績のあった者に授与する。
- 第 4 条 奨励賞は、(一社)農業食料工学会及び本支部の目的とする分野において優れた萌芽的研究を行い、将来の活躍が期待できると認められる者に授与する。本賞に関わる業績は(一社)農業食料工学会誌、農業食料工学会東北支部報、国際学会誌、大学紀要、試験場報告等に掲載された報文とする。
- 第 5 条 学術賞、功績賞及び奨励賞の表彰は支部大会総会時に行なう。各賞とも賞状と副賞をもって行なう。
- 第 6 条 支部長は受賞者を選考するために農業食料工学会東北支部賞選考委員会(以下、委員会という。)を設ける。委員会は数名を以って組織し、支部長が支部会員の中からこれを委嘱する。
- 第 7 条 各賞の推薦は、下記の項目を記載した書類を支部事務局に提出するものとし、その締切は 6 月末日とする。
- (1) 学術賞、功績賞及び奨励賞の区別
 - (2) 学術賞の記載事項は、推薦の根拠となる報文のタイトル、著者(代表・共同研究者明記のこと)、掲載誌等、掲載頁、発行年、当該報文等の写し 1 部とする。
 - (3) 功績賞の記載事項は、候補者の氏名、所属、職名、学歴、職歴(賛助会員にあつては、会員名、代表者名、職名)とする。
 - (4) 奨励賞の記載事項は、候補者の氏名、所属、職名、学歴、職歴、業績を代表する報文等の写し 1 部とする。
 - (5) 推薦理由(400 字程度)
- 第 8 条 受賞者の決定は、委員会の推薦にもとづき、支部幹事会で行う。